

第4条に規定する別表の地区は次のとおりとする。

府県名	区 域
京 都 府	京都市、城陽市、宇治市、八幡市、 木津川市（旧山城町、旧木津町、旧加茂町）、相楽郡精華町、 相楽郡南山城村、京田辺市、綴喜郡井手町、 久世郡久御山町、相楽郡和束町、長岡京市、舞鶴市、
大 阪 府	大阪市、茨木市、柏原市、河内長野市、堺市、 四条畷市、富田林市、寝屋川市、羽曳野市、東大阪市、 枚方市、箕面市、八尾市、守口市、交野市、門真市、 大東市、松原市、豊中市、藤井寺市、吹田市、 貝塚市、南河内郡河南町、岸和田市、和泉市、高槻市、 摂津市、大阪狭山市、豊能郡能勢町、泉北郡忠岡町、 池田市、南河内郡太子町、
兵 庫 県	尼崎市、西宮市、宝塚市、神戸市、芦屋市、川西市、伊丹市、
和歌山県	橋本市、何都郡かつらぎ町、海南市、紀の川市、和歌山市、
三 重 県	名張市、上野市、津市、伊賀市、三重郡菰野町、四日市市、 鈴鹿市、
滋 賀 県	草津市、栗東市、大津市、彦根市、愛知郡愛荘町、長浜市、 守山市、
福 井 県	坂井市、